

審 査 メ モ (その 2)

1 農業経営統計調査の変更

(2) 報告を求める者の変更

経営統計調査及び生産費調査の標本設計を見直し、①全ての抽出階層区分における目標精度の設定、②大規模階層区分の細分化、③法人経営体（経営統計調査）及び法人組織経営体（生産費調査）の報告者数の拡充等を行う。

(審査状況)

ア 本調査のうち、①経営統計調査については、個人経営体、法人経営体ごとに、営農類型等別の1経営体当たりの農業粗収益、②生産費調査については、個別経営体、法人組織経営体ごとに、生産品目等別の計算単位当たりの全算入生産費について一定の精度(目標精度)を確保するよう、各区分の報告者数を設定している。

イ 今回、農業経営体の法人化の推進や米等の生産コスト削減等の各種施策ニーズへの対応を図るとともに、農業の担い手の経営実態をよりの確に把握するため、以下のとおり、経営統計調査及び生産費調査の標本設計を見直し、報告者数を変更する計画である(見直し前後における経営統計調査及び生産費調査の報告者数について、表1及び表2参照)。

- ① 経営統計調査については営農類型等別、生産費調査については生産品目等別に全ての区分において目標精度を設定するとともに、一部の区分の目標精度を引き上げ
- ② 大規模階層の区分を細分化し、大規模経営体の報告者数を拡充
- ③ 個人経営体（経営統計調査）及び個別経営体（生産費調査）の報告者数を縮減し、法人経営体（経営統計調査）及び組織法人経営体（生産費調査）の報告者数を拡充

表1 経営統計調査の報告者数

| 経営体別 営農類型 | 個人経営体 | | 法人経営体 | |
|--------------|-------|-------|-------|------|
| | 見直し前 | 見直し後 | 見直し前 | 見直し後 |
| 計 | 4,170 | 3,561 | 456 | 972 |
| うち水田作経営 | 1,300 | 742 | 216 | 264 |
| うち畑作経営 | 635 | 684 | 40 | 71 |
| うち酪農経営 | 353 | 251 | 20 | 31 |

表2 生産費調査の報告者数

| 生産品目 | 経営体別 | | 組織法人経営体 | | |
|------|-------|-------|---------|------|------|
| | 個別経営体 | 見直し前 | 見直し後 | 見直し前 | 見直し後 |
| 計 | | 3,891 | 3,692 | 123 | 275 |
| うち米 | | 813 | 810 | 52 | 125 |
| うち小麦 | | 536 | 508 | 33 | 65 |
| うち大豆 | | 442 | 421 | 38 | 85 |

ウ これらについては、調査結果の利活用目的を踏まえた変更であり、おおむね適切と考えるが、本調査を取り巻く環境変化や施策ニーズへの的確な対応、報告者負担の軽減等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

(論点)

- a 本調査の結果については、経営統計調査、生産費調査のそれぞれについて、結果利用上、具体的にどの程度の精度が求められているのか。それは、営農類型等・作物別に差異はあるのか。
- b 今回の標本設計の見直しの内容（①目標精度の変更等（6%⇒3%等）、②層化区分の統合・細分化、③報告者数の法人経営体・法人組織経営体への重点化）は、それぞれ具体的にどのような考え方に基づくものか。
- c 経営統計調査において、法人経営体に区分する「一戸一法人」については、母集団情報が異なることも踏まえ、他の法人経営体と区分して抽出を行う必要性はないか。
- d 経営実態のよりの的確な把握等の観点から、一定規模以上の大規模階層について、全数調査とする余地はないか。
- e 経営統計調査と生産費調査の間における報告者の重複は2割程度としているが、経営統計調査、生産費調査それぞれにおいても、複数の調査票間での報告者の重複は生じるのか。重複が生じている場合、報告者の負担抑制や調査結果への影響等の観点からみて、調査設計上やむを得ないものか。
- f 報告者について、原則5年間固定とする理由は何か。脱落等が生じた場合、代替標本の抽出を行うのか。また、報告者の選定替えに当たり、調査結果の断層が生じないよう、全部入替方式ではなく、部分入替方式を導入する必要性はないか。なお、2020年農林業センサスの結果利用が可能となった時点において、選定替えを実施するのか。
- g 調査結果の利活用や報告者負担の軽減等の観点からみて、更なる標本設計の見直しを行う余地はないか。